

国際開発連帯税に関する検討

平成23年11月
外務省

航空券連帯税

各国における導入状況

コナクリ宣言

(2008年「開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ」第5回総会)
28カ国が航空券連帯税導入の意図を表明した旨記載

仏資料 (2010年6月)

実施国12カ国：フランス，韓国，チリ，モーリシャス，マダガスカル，ニジェール，ブルンジ，コートジボワール，ブラジル，キプロス，ガボン，ヨルダン


我が国在外公館を通じて調査

実施国：フランス，韓国，チリ，モーリシャス，マダガスカル，ニジェール，
(以下は仏資料に未掲載) マリ，ブルキナファソ，コンゴ共和国

未実施または廃止：ブラジル，キプロス，ヨルダン

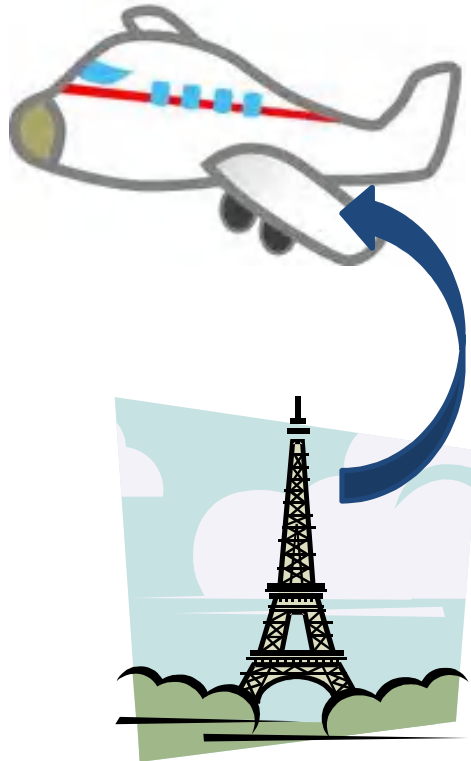
(ブルンジ，コートジボワール，ガボンについては，現在確認中)

コナクリ宣言に記載されている国の多くは，仏語圏を中心とするアフリカ各国。

 欧米及びアジア各国が新たに導入する動きは，今のところ見られない。

航空券連帯税

各国における実施状況



各国ともに、自国からの出発便のみを課税対象とし、到着便及びトランジット便を除外

フランス



国際便:ビジネス以上:40ユーロ, エコノミー:4ユーロ,
国内・欧州圏内便:ビジネス以上:10ユーロ, エコノミー:1ユーロ
税込:1.62億ユーロ(2009年, 約211億円)
用途:約9割がUNITAIDへ, HIV/エイズ, マラリア, 結核の対策に
残り1割はIFFImに, GAVIを通じ予防接種促進に

韓国



国際便に一律1000ウォン
税込:約143億ウォン(2008年10月-2009年9月, 約10.5億円)
用途:徴収額の約半分がUNITAIDに拠出され,
残りはアフリカの疾病対策事業として利用

航空券連帯税

航空券連帯税が航空産業に与える影響等

仏国際・国内線航空旅客数動態

2004年：105,874,646人，2008年：128,220,158人，
2009年：122,727,524人

仏国内航空企業（Air France KLM）の業績

・売上高（百万ユーロ）

2004-2005年：18,978，2005-2006年：21,448，2006-2007年：23,073，
2007-2008年：24,123，2008-2009年：23,970，2009-2010年：20,994

・経常利益（百万ユーロ）

2004-2005年：553，2005-2006年：936，2006-2007年：1,240，
2007-2008年：1,414，2008-2009年：▲129，2009-2010年：▲1,285

航空券連帯税の航空産業に与える純粋な影響について、各国において詳細な調査、研究が行われた例は、現時点では確認できず

航空需要は、世界経済の動向や原油価格の高騰等の経済的側面、テロ事件や災害の発生等による心理的側面等の複合的な要因によって変動。個別に航空券連帯税を取り上げて航空需要に与える影響を評価することは難しい。

仏では、民間航空税等各種税金の額が航空券にまとめて記載（航空券連帯税が別項目で明記されてはいない）。国民が同税課税を十分に認識していない可能性がある。

仏における報道

＜ル・フィガロ紙＞

「航空券連帯税の実施から3年経つが、その成功は変わらない」

＜ル・ポワン誌＞

「航空券連帯税」は「これまでに納税者に1200万ユーロの負担を強いている」、「米国等いくつかの国はわずか2ドルでも新しい税は決して受け入れない」

航空券連帯税 航空業界等の反応

定期航空協会

航空券連帯税の
導入に反対である旨
従来から立場を表明

国土交通省

政府税調等において
従来から反対の立場を
表明

国際航空運送協会 IATA

航空券への課税に
懸念を表明する旨
前原外務大臣(当時)宛
書簡で表明



通貨取引開発税

<トービン税>

ジェームス・トービンにより1972年に提唱。為替相場を安定させることを目的に、為替取引に対して課税。トービン税は通貨取引額に対して1%程度の課税を想定(さらに発展した議論では、通常の為替取引には0.025%から0.1%程度の税率を適用し、一定規模以上の過度な変動をもたらす可能性のある取引に80%の税率を課すという主張もある)。

同じく通貨取引を課税対象とするが、いわゆるトービン税と通貨取引開発税は目的が異なり、想定する税率も異なる。

<通貨取引開発税>

国際金融システムにおける投機抑制を目的とするのではなく、むしろ国際金融システムに影響を与えないよう配慮しつつ、国際金融システムから収益をあげている金融機関や投機家から税を徴収し、その資金を開発にむける。提案されている税率は、通貨取引額に対して0.005%（「開発のための国際金融取引タスクフォース」の提案の例）。



国際金融取引への課税

国内における議論(開発用途)

「国際連帯税創設を求める議員連盟」, 「国際連帯税協議会」(いわゆる寺島委員会), 昨年税調下に設けられた国際課税小委員会において, 通貨取引開発税を中心に検討。

国際場裡における議論(開発用途)

2009年, 「開発のための革新的資金調達に関するリーディング・グループ(LG)」下に, 仏主導による「開発のための国際金融取引に関するタスクフォース(TF)」が設立。2010年6月, 同TFの下の特任家委員会は, 報告書を提出し, 多くの選択肢を検討。

報告書は「国際通貨取引税(GSL)」を最適な選択肢として勧告しているところ, 課税自主権を制限するような国際的な合意の難しさに加え, 租税回避行動の防止, 徴税コスト等を, 更に慎重に検討する必要性あり。

現在の為替決済システムの中核であるCLSB(CLS銀行, 米国の一民間銀行)は, 「通貨取引税は, 国際金融市場の不安定要因となる」旨, 懸念を表明。
米国は, 開発を用途とする税制度の導入に反対しており, LGにも, 未参加。

参考:EUにおける金融取引税導入提案

現在の提案では, スポットの為替取引を課税対象から除外(株式, 債券, デリバティブが課税対象, 詳細は今後議論)。用途については, EUの独自財源とするか, EU加盟各国の一般財源とするかが, 主な議題となり, 開発に特定するものとはならない見込み。英国等, 導入に反対の国も。

→今後, 議論の推移を慎重に見守る必要あり。

革新的資金調達に関するG8各国の立場

